

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月16日

【会社名】 大和自動車交通株式会社

【英訳名】 Daiwa Motor Transportation Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新 倉 能 文

【本店の所在の場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京03 6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区猿江二丁目16番31号

【電話番号】 東京03 6757 7164(経理部)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 加 藤 雄二郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年9月11日開催の取締役会において、会社分割（簡易新設分割）により子会社を設立して持株会社体制に移行すること（以下、「本新設分割」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

このたび、平成25年10月16日開催の取締役会において、本新設分割に関する会社分割計画を決議いたしました。また、上記臨時報告書提出時点において未定としておりました情報が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき当該臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は____線で示しております。

（訂正前）

（中略）

- (2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の新設分割計画の内容
本新設分割の方法

当社は、簡易新設分割により設立する子会社に、当社が営む旅客自動車運送部門のハイヤー事業及びタクシー事業（タクシー無線配車業務及び請求・回収業務を除く。）を承継させる予定です。

当社に割り当てられる新設分割株式会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

現時点では未定であります。

その他の新設分割計画の内容

イ 本新設分割の日程

基本方針承認取締役会 平成25年9月11日

新設分割計画書承認取締役会 平成25年10月中（予定）

新設分割予定日（効力発生日）平成26年4月1日（予定）

ロ その他の本新設分割の内容

現時点では未定であります。

- (3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

現時点では未定であります。

- (4) 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

現時点では未定であります。が、事業の内容は、一般乗用旅客自動車運送事業であります。

（訂正後）

(中略)

- (2) 本新設分割の方法、当社に割り当てられる新設分割会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の新設分割計画の内容
本新設分割の方法

当社が営む旅客自動車運送部門のタクシー事業（タクシー無線配車業務及び請求・回収業務等を除く）を承継させるべく、当社を分割会社とし、大和自動車交通羽田株式会社、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社を新設会社（承継会社）とする分社型新設分割（簡易新設分割）であります。

当社に割り当てられる新設分割株式会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設会社は本会社分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当て、当社の完全子会社になります。

また、本会社分割による当社の資本金の減少はありません。

その他の新設分割計画の内容

イ 本新設分割の日程

基本方針承認取締役会 平成25年9月11日

新設分割計画書承認取締役会 平成25年10月16日

新設分割予定日（効力発生日）平成26年4月1日（予定）

関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、上記スケジュール通りに行かない可能性があります。

ロ その他の本新設分割の内容

当社が平成25年10月16日開催の取締役会にて決議しました新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

- (3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

大和自動車交通羽田株式会社、大和自動車交通江東株式会社、及び大和自動車交通立川株式会社は、本会社分割に際してそれぞれ普通株式200株を発行し、そのすべてを当社に割り当てる為、算定しておりません。

- (4) 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	大和自動車交通羽田株式会社	大和自動車交通江東株式会社	大和自動車交通立川株式会社
本店の所在地	東京都大田区昭和島二丁目4番4号	東京都江東区猿江二丁目16番27号	東京都立川市富士見町一丁目25番地
代表者の氏名	代表取締役社長 木村 建	代表取締役社長 亀田 英紀	代表取締役社長 田中 良和
資本金の額	10百万円	10百万円	10百万円
純資産の額	10百万円	10百万円	10百万円
総資産の額	300百万円	830百万円	210百万円

事業の内容	一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業
-------	---------------	---------------	---------------

新設分割計画書

大和自動車交通株式会社（以下「甲」という）は、新たに設立する大和自動車交通羽田株式会社（以下「乙」という）に対し、甲が羽田第一営業所（東京都大田区昭和島二丁目4番4号）において営んでいるタクシー事業（以下「本件対象事業」という）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件会社分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を作成する。

1 乙の概要

（1）目的

一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業
貨物自動車運送事業
自動車貸渡し事業及び運行管理に関する代理業務
自動車整備事業
石油・油脂類等の販売業
警備業
介護保険法による居宅介護サービス事業
介護保険法による居宅介護支援事業
介護保険法による介護予防サービス事業
障害者自立支援法による障害福祉サービス事業
障害者自立支援法による地域生活支援事業
福祉車両による運送事業
前各号に付帯する一切の事業

（2）商号 大和自動車交通羽田株式会社

（3）本店の所在地 東京都大田区昭和島二丁目4番4号

（4）発行可能株式総数 1,000株

なお、乙の定款の規定は別紙「大和自動車交通羽田株式会社定款」記載のとおりとする。

2 乙の設立時取締役等の氏名

（1）設立時取締役の氏名

新倉 能文

木村 建

小山 哲男

（2）設立時監査役の氏名

前島 忻治

宮野 隆幸

大野 保明

3 本件会社分割によって乙が甲から承継する権利義務に関する事項

- (1) 甲が本件対象事業に供していた駐車場等の不動産については、これを乙に承継させず、甲の所有とした上で、甲は、乙に対し、当該不動産を賃貸し、引き続き乙において使用させるものとする。
- (2) 甲は、前記(1)の不動産を除き、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、第6項に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- (3) 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

4 本件会社分割に際して交付する乙の株式の数等

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式200株を発行し、その全てを前項に定める権利義務の対価として甲に交付する。

5 乙の資本金等

乙の設立の際における資本金及び準備金の額は次のとおりである。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 資本金の額 | 10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

6 成立の日

乙の成立の日は、平成26年4月1日とする(以下「成立日」という)。ただし、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

7 本計画の効力

本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

8 本計画に定めのない事項

本計画に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

平成25年10月16日

住 所 東京都江東区猿江二丁目16番31号
会社名 大和自動車交通株式会社
代表者 代表取締役 新倉能文

別紙

承継権利義務明細表

本件会社分割の効力発生日において、乙が甲から本件会社分割により承継する権利義務並びに契約上乃至法律上の地位については、法令上又は契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1 資産

(1) 流動資産

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の貯蔵品、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産。

本件会社分割により乙が承継する純資産額が1000万円に満つるまでの現金及び預金。

(2) 固定資産

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切のリース資産、長期貸付金、繰延税金資産、その他の固定資産（ただし、不動産の所有権を除く）。

2 負債

(1) 流動負債

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の短期リース債務、未払給与、未払費用、短期預り金、賞与引当金、その他の流動負債。

(2) 固定負債

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の長期リース債務、退職給付引当金（第4項により乙が承継する雇用契約に付随するものに限る）その他の固定負債。

3 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本件対象事業に関して甲が締結した賃貸借契約、業務委託契約、リース契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4 労働契約上の権利義務

乙は、本件対象事業に主として従事する従業員のうち乗務員についての雇用契約及びこれらに付随する一切の権利義務を承継するものとする。なお、甲における勤続年数は乙において通算する。

乙は、上記乗務員以外の従業員についての雇用契約及びこれらに付随する権利義務は承継しないものとする。

5 許認可等

本件対象事業に関する一切の許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

大和自動車交通羽田株式会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、大和自動車交通羽田株式会社と称する。

第2条（目的）

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1．一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業
- 2．貨物自動車運送事業
- 3．自動車貸渡し事業及び運行管理に関する代理業務
- 4．自動車整備事業
- 5．石油・油脂類等の販売業
- 6．警備業
- 7．介護保険法による居宅介護サービス事業
- 8．介護保険法による居宅介護支援事業
- 9．介護保険法による介護予防サービス事業
- 10．障害者自立支援法による障害福祉サービス事業
- 11．障害者自立支援法による地域生活支援事業
- 12．福祉車両による運送事業
- 13．前各号に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都大田区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役

第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、官報に掲載する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

第7条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しないものとする。

第8条（譲渡の制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、予め取締役会の承認を受けなければならない。

第9条（相続人等に対する株式の売渡請求）

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録をすることを請求するには、当会社所定の請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第11条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式について質権の登録及び信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第12条（手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第13条（株主の住所等の届出）

株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

第14条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎年1回6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者及び議長）

当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長これを招集し、議長となる。

取締役社長事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役中の他の1名これに当る。

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、決算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条（決議の要件）

当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。
い。

第20条（議事録）

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第21条（員数）

当社は、取締役10名以内を置く。

第22条（選任）

当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

当社の取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条（任期）

当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役社長のほか取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役中の1名これに当る。

第27条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第28条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条（議事録）

取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第30条（取締役の責任免除）

当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする。

第31条（取締役会規程）

当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める「取締役会規程」による。

第5章 監査役

第32条（員数）

当社は、監査役3名以内を置く。

第33条（選任）

当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（任期）

当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（監査役の責任免除）

当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計算

第36条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第38条（中間配当）

当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

第39条（配当金の除斥期間等）

当社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

受領遅滞の配当金及び第38条の中間配当金には、利息はつけない。

新設分割計画書

大和自動車交通株式会社（以下「甲」という）は、新たに設立する大和自動車交通江東株式会社（以下「乙」という）に対し、甲が江東営業所（東京都江東区猿江二丁目16番27号）において営んでいるタクシー事業（以下「本件対象事業」という）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件会社分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を作成する。

1 乙の概要

（1）目的

一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業
貨物自動車運送事業
自動車貸渡し事業及び運行管理に関する代理業務
自動車整備事業
石油・油脂類等の販売業
警備業
介護保険法による居宅介護サービス事業
介護保険法による居宅介護支援事業
介護保険法による介護予防サービス事業
障害者自立支援法による障害福祉サービス事業
障害者自立支援法による地域生活支援事業
福祉車両による運送事業
前各号に付帯する一切の事業

（2）商号 大和自動車交通江東株式会社

（3）本店の所在地 東京都江東区猿江二丁目16番27号

（4）発行可能株式総数 1,000株

なお、乙の定款の規定は別紙「大和自動車交通江東株式会社定款」記載のとおりとする。

2 乙の設立時取締役等の氏名

（1）設立時取締役の氏名

新倉 能文

亀田 英紀

小山 哲男

（2）設立時監査役の氏名

前島 忻治

宮野 隆幸

大野 保明

3 本件会社分割によって乙が甲から承継する権利義務に関する事項

- (1) 甲が本件対象事業に供していた駐車場等の不動産については、これを乙に承継させず、甲の所有とした上で、甲は、乙に対し、当該不動産を賃貸し、引き続き乙において使用させるものとする。
- (2) 甲は、前記(1)の不動産を除き、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、第6項に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- (3) 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

4 本件会社分割に際して交付する乙の株式の数等

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式200株を発行し、その全てを前項に定める権利義務の対価として甲に交付する。

5 乙の資本金等

乙の設立の際における資本金及び準備金の額は次のとおりである。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 資本金の額 | 10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

6 成立の日

乙の成立の日は、平成26年4月1日とする(以下「成立日」という)。ただし、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

7 本計画の効力

本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

8 本計画に定めのない事項

本計画に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

平成25年10月16日

住 所 東京都江東区猿江二丁目16番31号
会社名 大和自動車交通株式会社
代表者 代表取締役 新倉能文

別紙

承継権利義務明細表

本件会社分割の効力発生日において、乙が甲から本件会社分割により承継する権利義務並びに契約上乃至法律上の地位については、法令上又は契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1 資産

(1) 流動資産

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の貯蔵品、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産。

本件会社分割により乙が承継する純資産額が1000万円に満つるまでの現金及び預金。

(2) 固定資産

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切のリース資産、長期貸付金、繰延税金資産、その他の固定資産（ただし、不動産の所有権を除く）。

2 負債

(1) 流動負債

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の短期リース債務、未払給与、未払費用、短期預り金、賞与引当金、その他の流動負債。

(2) 固定負債

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の長期リース債務、退職給付引当金（第4項により乙が承継する雇用契約に付随するものに限る）その他の固定負債。

3 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本件対象事業に関して甲が締結した賃貸借契約、業務委託契約、リース契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4 労働契約上の権利義務

乙は、本件対象事業に主として従事する従業員のうち乗務員についての雇用契約及びこれらに付随する一切の権利義務を承継するものとする。なお、甲における勤続年数は乙において通算する。

乙は、上記乗務員以外の従業員についての雇用契約及びこれらに付随する権利義務は承継しないものとする。

5 許認可等

本件対象事業に関する一切の許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

大和自動車交通江東株式会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、大和自動車交通江東株式会社と称する。

第2条（目的）

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1．一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業
- 2．貨物自動車運送事業
- 3．自動車貸渡し事業及び運行管理に関する代理業務
- 4．自動車整備事業
- 5．石油・油脂類等の販売業
- 6．警備業
- 7．介護保険法による居宅介護サービス事業
- 8．介護保険法による居宅介護支援事業
- 9．介護保険法による介護予防サービス事業
- 10．障害者自立支援法による障害福祉サービス事業
- 11．障害者自立支援法による地域生活支援事業
- 12．福祉車両による運送事業
- 13．前各号に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都江東区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役

第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、官報に掲載する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

第7条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しないものとする。

第8条（譲渡の制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、予め取締役会の承認を受けなければならない。

第9条（相続人等に対する株式の売渡請求）

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録をすることを請求するには、当会社所定の請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第11条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式について質権の登録及び信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第12条（手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第13条（株主の住所等の届出）

株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

第14条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎年1回6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者及び議長）

当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長これを招集し、議長となる。

取締役社長事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役中の他の1名これに当る。

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、決算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条（決議の要件）

当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。
い。

第20条（議事録）

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第21条（員数）

当社は、取締役10名以内を置く。

第22条（選任）

当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

当社の取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条（任期）

当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役社長のほか取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役中の1名これに当る。

第27条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第28条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条（議事録）

取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第30条（取締役の責任免除）

当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする。

第31条（取締役会規程）

当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める「取締役会規程」による。

第5章 監査役

第32条（員数）

当社は、監査役3名以内を置く。

第33条（選任）

当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（任期）

当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（監査役の責任免除）

当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計算

第36条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第38条（中間配当）

当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

第39条（配当金の除斥期間等）

当社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

受領遅滞の配当金及び第38条の中間配当金には、利息はつけない。

新設分割計画書

大和自動車交通株式会社（以下「甲」という）は、新たに設立する大和自動車交通立川株式会社（以下「乙」という）に対し、甲が立川営業所（東京都立川市富士見町一丁目25番地）において営んでいるタクシー事業（以下「本件対象事業」という）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件会社分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を作成する。

1 乙の概要

（1）目的

一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業
貨物自動車運送事業
自動車貸渡し事業及び運行管理に関する代理業務
自動車整備事業
石油・油脂類等の販売業
警備業
介護保険法による居宅介護サービス事業
介護保険法による居宅介護支援事業
介護保険法による介護予防サービス事業
障害者自立支援法による障害福祉サービス事業
障害者自立支援法による地域生活支援事業
福祉車両による運送事業
前各号に付帯する一切の事業

（2）商号 大和自動車交通立川株式会社

（3）本店の所在地 東京都立川市富士見町一丁目25番地

（4）発行可能株式総数 1,000株

なお、乙の定款の規定は別紙「大和自動車交通立川株式会社定款」記載のとおりとする。

2 乙の設立時取締役等の氏名

（1）設立時取締役の氏名

新倉 能文

田中 良和

小山 哲男

（2）設立時監査役の氏名

前島 忻治

宮野 隆幸

大野 保明

3 本件会社分割によって乙が甲から承継する権利義務に関する事項

- (1) 甲が本件対象事業に供していた駐車場等の不動産については、これを乙に承継させず、甲の所有とした上で、甲は、乙に対し、当該不動産を賃貸し、引き続き乙において使用させるものとする。
- (2) 甲は、前記(1)の不動産を除き、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、第6項に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- (3) 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

4 本件会社分割に際して交付する乙の株式の数等

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式200株を発行し、その全てを前項に定める権利義務の対価として甲に交付する。

5 乙の資本金等

乙の設立の際における資本金及び準備金の額は次のとおりである。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 資本金の額 | 10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

6 成立の日

乙の成立の日は、平成26年4月1日とする(以下「成立日」という)。ただし、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

7 本計画の効力

本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

8 本計画に定めのない事項

本計画に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

平成25年10月16日

住 所 東京都江東区猿江二丁目16番31号
会社名 大和自動車交通株式会社
代表者 代表取締役 新倉能文

別紙

承継権利義務明細表

本件会社分割の効力発生日において、乙が甲から本件会社分割により承継する権利義務並びに契約上乃至法律上の地位については、法令上又は契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、成立日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1 資産

(1) 流動資産

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の貯蔵品、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産。

本件会社分割により乙が承継する純資産額が1000万円に満つるまでの現金及び預金。

(2) 固定資産

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切のリース資産、長期貸付金、繰延税金資産、その他の固定資産（ただし、不動産の所有権を除く）。

2 負債

(1) 流動負債

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の短期リース債務、未払給与、未払費用、短期預り金、賞与引当金、その他の流動負債。

(2) 固定負債

成立日において、本件対象事業に関して甲が有する一切の長期リース債務、退職給付引当金（第4項により乙が承継する雇用契約に付随するものに限る）その他の固定負債。

3 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本件対象事業に関して甲が締結した賃貸借契約、業務委託契約、リース契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4 労働契約上の権利義務

乙は、本件対象事業に主として従事する従業員のうち乗務員についての雇用契約及びこれらに付随する一切の権利義務を承継するものとする。なお、甲における勤続年数は乙において通算する。

乙は、上記乗務員以外の従業員についての雇用契約及びこれらに付随する権利義務は承継しないものとする。

5 許認可等

本件対象事業に関する一切の許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

大和自動車交通立川株式会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、大和自動車交通立川株式会社と称する。

第2条（目的）

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1．一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業
- 2．貨物自動車運送事業
- 3．自動車貸渡し事業及び運行管理に関する代理業務
- 4．自動車整備事業
- 5．石油・油脂類等の販売業
- 6．警備業
- 7．介護保険法による居宅介護サービス事業
- 8．介護保険法による居宅介護支援事業
- 9．介護保険法による介護予防サービス事業
- 10．障害者自立支援法による障害福祉サービス事業
- 11．障害者自立支援法による地域生活支援事業
- 12．福祉車両による運送事業
- 13．前各号に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都立川市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役

第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、官報に掲載する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

第7条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しないものとする。

第8条（譲渡の制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、予め取締役会の承認を受けなければならない。

第9条（相続人等に対する株式の売渡請求）

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録をすることを請求するには、当会社所定の請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第22条第1項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第11条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式について質権の登録及び信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第12条（手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第13条（株主の住所等の届出）

株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

第14条（招集時期）

当会社の定時株主総会は、毎年1回6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者及び議長）

当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長これを招集し、議長となる。

取締役社長事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役中の他の1名これに当る。

第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、決算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条（決議の要件）

当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。
い。

第20条（議事録）

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第21条（員数）

当社は、取締役10名以内を置く。

第22条（選任）

当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

当社の取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。

第23条（任期）

当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役社長のほか取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順位により、取締役中の1名これに当る。

第27条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

第28条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条（議事録）

取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第30条（取締役の責任免除）

当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする。

第31条（取締役会規程）

当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める「取締役会規程」による。

第5章 監査役

第32条（員数）

当社は、監査役3名以内を置く。

第33条（選任）

当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（任期）

当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（監査役の責任免除）

当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計算

第36条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第38条（中間配当）

当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

第39条（配当金の除斥期間等）

当社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3か年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

受領遅滞の配当金及び第38条の中間配当金には、利息はつけない。

